

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第14号。以下「条例」という。）及び三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準施行規則（平成25年三重県規則第59号。）において規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等についての準用)

第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、この要綱に定めるものを除き、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知。）の規定を準用する。

(非常災害対策)

第3条 条例第19条に規定する具体的な計画の作成にあたっては、人命の保護を最優先とし、従業者一人ひとりが主体的に状況を判断し、目的に合った行動がとれるよう移動中、自宅待機中及び在宅介護中等を想定した従業者の行動手順等を盛り込んだ計画の作成に努めることとする。

(設備及び備品等)

第4条 条例第90条第2項の機能訓練室については、食堂と同一の場所とする場合を除き、専用のスペースを確保すること。

また、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものに鑑み、狭隘な部屋を多数配置することにより面積を確保すべきではないものである。

食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）の面積に係る基準は、内法での測定によるものである。

指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- ① 当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ② 指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基

準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

(非常災害対策)

第5条 条例第97条に規定する指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

関係機関への通報及び連携体制の整備とは、非常災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び非常災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。

また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第6条 条例第128条第1項に規定する「共同して」のあり方については、通所リハビリテーションの提供にあたる従業員が、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めるための会議を開催したうえで、通所リハビリテーション計画を作成するよう努めることとする。

2 前項に定める会議については、事業所における規則等により、開催方法及び構成員等を定め、その位置づけを明確にすることが望ましい。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。